

第 15 号議案

令和 4 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日

新宮町長 長 崎 武 利

令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算

令和4年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,853千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,605,145千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	225,821	△25,512	200,309
	1 他会計繰入金	225,821	△25,512	200,309
6	繰越金	1	61,592	61,593
	1 繰越金	1	61,592	61,593
7	諸収入	3,008	773	3,781
	2 雑入	1,007	773	1,780
	歳 入 合 計	2,568,292	36,853	2,605,145

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	保健事業費	24,262	3	24,265
	1 特定健康診査等事業費	23,963	3	23,966
6	諸支出金	2,600	36,850	39,450
	1 償還金及び還付加算金	2,600	36,850	39,450
歳 出 合 計		2,568,292	36,853	2,605,145

[illegible]

2	歳入	
5	款 繰入金	△25,512千円
1	項 他会計繰入金	△25,512千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 225,821	千円 △25,512	千円 200,309
計	225,821	△25,512	200,309

6	款 繰越金	61,592千円
1	項 繰越金	61,592千円

1 繰越金	1	61,592	61,593
計	1	61,592	61,593

7	款 諸収入	773千円
2	項 雑入	773千円

1 雑入	1,007	773	1,780
計	1,007	773	1,780

節		説 明
区 分	金 額	
5 その他一般会計繰入金	千円 △25,512	千円 その他一般会計繰入金 △25,512

1 繰越金	61,592	前年度繰越金 61,592

1 雑入	773	国保事業費納付金（退職分）返還金 773

3歳出

5款保健事業費3千円

1項特定健康診査等事業費3千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 特定健康診査等事業費	千円 23,963	千円 3	千円 23,966	千円	千円	千円	千円 3
計	23,963	3	23,966	0	0	0	3

6款諸支出金36,850千円

1項償還金及び還付加算金36,850千円

3 保険給付費等交付金返還金	0	36,850	36,850				36,850
計	2,600	36,850	39,450	0	0	0	36,850

節		説明
区分	金額	
4 共済費	千円 3	社会保険料 千円 3

22 償還金利子及び割引料	36,850	普通交付金返還金 35,100 特別交付金返還金 1,750